

ギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長の特定について

〔平成 30 年 10 月 5 日〕  
閣 議 決 定

ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）の施行（平成 30 年 10 月 5 日）により内閣にギャンブル等依存症対策推進本部が設置されることに伴い、ギャンブル等依存症対策推進副本部長に充てられる国務大臣は、ギャンブル等依存症対策の推進に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び厚生労働大臣とする。